

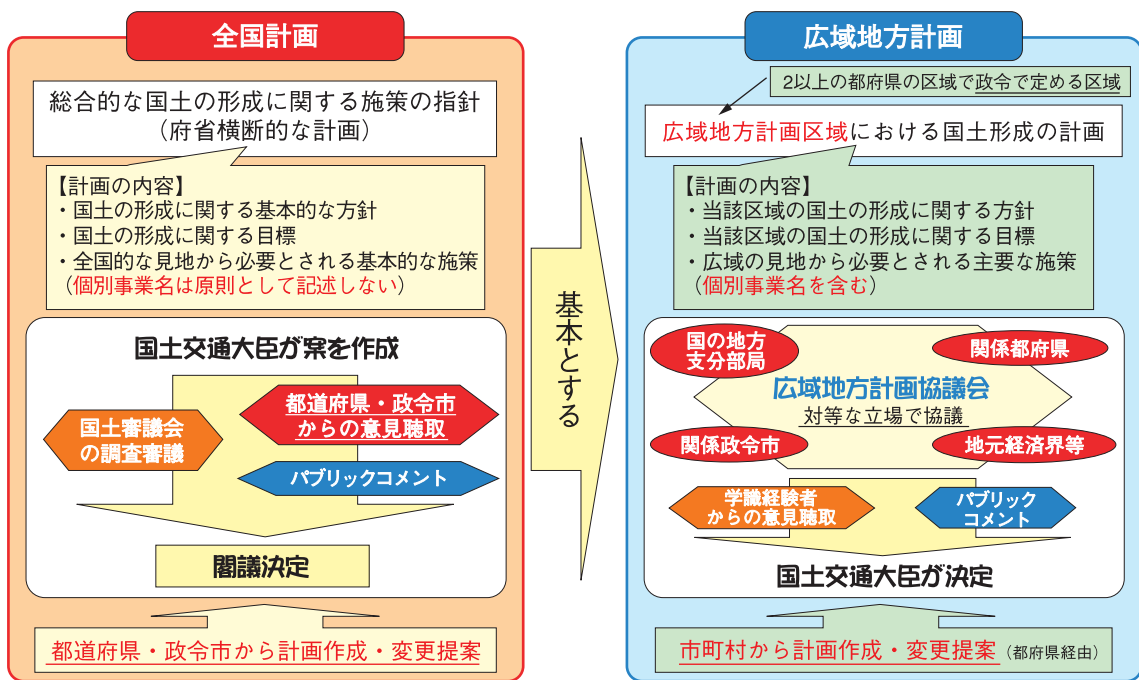
3 首都圏広域地方計画策定に関する動向

(1) 国土計画体系の見直し

これまでの我が国の国土づくりは、開発基調・量的拡大を指向する全国総合開発計画（以下「全総」という。）を中心に展開されてきたが、我が国が人口減少時代を迎えつつある今日、成熟社会にふさわしい国土の質的向上を目指し、国土の利用と保全を重視する国土計画への転換を図るべく、国土総合開発法を国土形成計画法に改正し、全総に代えて、新たに国土形成計画を策定することとなった。

国土形成計画は、総合的な国土の形成に関する施策の指針となる「全国計画」と、複数の都府県にまたがる広域地方計画区域における国土形成のための計画である「広域地方計画」の二層の計画から構成される（図表 1-3-1）。

図表 1-3-1 国土形成計画の枠組み



資料：国土交通省

「全国計画」は、国土の形成に関する基本的な方針、国土の形成に関する目標及び全国的な見地から必要とされる基本的な施策について定めるものである。

全国計画については、平成18年11月に国土審議会計画部会において中間とりまとめが行われた。現在、閣議決定に向けた検討が進められている。

(2) 首都圏広域地方計画協議会

一方、「広域地方計画」は、北海道と沖縄を除く全国について、2以上の都府県からなる広域ブロックに区域分けを行い、それぞれの区域の国土の形成に関する方針、目標及び広域の見地

から必要とされる主要な施策について定めるものである。

広域地方計画及びその実施に関して必要な事項については、広域ブロック毎に設置される広域地方計画協議会において、国と地方が連携・協力して策定することとなっている。

この広域ブロック区域については、平成18年6月に国土審議会圏域部会が全国8つの区域のあり方に関する報告をとりまとめ、翌7月、区域区分、協議会の組織等を定める政令が制定された。

そこで、首都圏の区域は、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県の範囲と定められ、首都圏の協議会は、この1都7県と4政令市、区域を管轄する11の国の地方行政機関等によって当初構成されることとなった。

なお、圏域部会による上記の報告に際しては、北関東地域が自立的発展を目指すため、首都圏の広域地方計画協議会に北関東地域の分科会を設置し、隣接する東北地方の福島県・新潟県とも連携して独自の発展構想等を描くべきことが示されている。

広域地方計画協議会の正式な設置は、全国計画の決定後となるが、各ブロックでは、平成18年度から事前の準備が進められているところである。

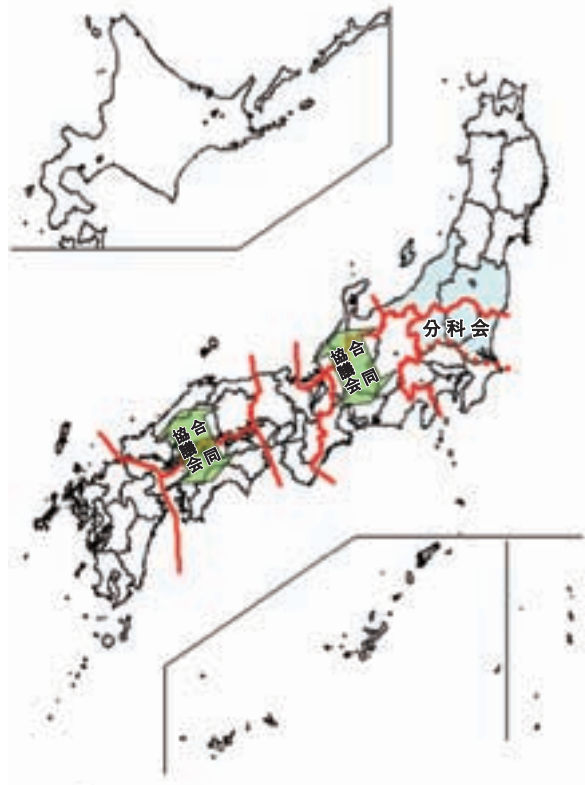
(3) 首都圏における取組状況

首都圏においては、協議会メンバー間で、関東地方整備局・関東運輸局を事務局として、担当部長レベルや担当課長レベルにより、全国計画の策定状況の情報の共有、全国計画への計画提案に関する情報交換、首都圏の現状や課題等の整理のためのデータ収集などを実施しているところである。

協議会には、隣接する東北ブロックの福島・新潟、中部ブロックの長野・静岡の計4県や、首都圏の市長、町村長の代表、経済団体などを追加メンバーとして加える方向で調整している。

また、首都圏広域地方計画の策定に向けた対応を強化するため、平成19年4月より、国土交通省関東地方整備局、関東運輸局が共同して、首都圏広域地方計画の策定作業を行う体制を整えたところである。

図表 1-3-2 広域地方計画区域と合同協議会、分科会等



資料：国土交通省